

国住指第 4241 号
平成 28 年 3 月 4 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

基礎ぐい工事に関する中間検査等について

横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」を設置し、再発防止策等についてご検討いただき、昨年 12 月 25 日に中間とりまとめを行っていただいたところです。

中間とりまとめにおいては、「中間検査時においても、基礎ぐい工事部分の工事監理の状況をよりの確に把握・確認するため、工事監理者が基礎ぐい工事について適切な方法により工事監理を行っていること等の確認を行うこととする運用改善を行うこと」が再発防止策の一つとして提言されております。

今般、上記提言を受け、基礎ぐい工事に関する中間検査（中間検査の対象とならない建築物にあっては、「中間検査」を「完了検査」と読み替えるものとします。以下同じ。）における留意点をまとめ、下記のとおり通知しますので、適切な業務の推進に努められるようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していただきますことを申し添えます。

記

基礎ぐい工事に関する中間検査に当たっては、以下に留意し、検査を行うこと。

①検査員は、工事監理者への関連状況の聴取又は中間検査申請書（第四面）の記述内容等により、以下を確かめること。なお、関連状況の聴取により、検査を行った場合は、その結果を記録することが望ましい。

- ・工事監理者が基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容を把握し、それらが整合していることが工事監理者により確認されていること
- ・くいの支持層への到達等の技術的判断方法等が基礎ぐい工事に係る施工計

- 画に適切に定められていることが工事監理者により確認されていること
- ・基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容を踏まえ、工事監理方針が工事監理者により決定されていること

②検査員は、中間検査申請書（第四面）中「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」の項の「照合方法」の欄の記述内容等により、基礎ぐい工事について工事監理が適切に実施されていることを確かめること。

なお、試験ぐいについては、「施工に立ち会って確認を行うこと」等が、本ぐいについては、「施工に立ち会って確認を行うこと」、「工事施工者が作成する自主検査記録、施工記録、工事写真等の書類を確認すること」、「元請の工事施工者が施工に立ち会ったことを確認すること」等が工事監理の方法として考えられる。